母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百五号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条（同法第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号ハ中「四万五千円」を「四万六千五百円」に改め、同条第四号及び第五号中「六万五千円」を「六万八千円」に改め、同条第十一号イ中「十万円」を「十六万円」に改める。

第三十六条第三号ハ中「四万五千円」を「四万六千五百円」に改め、同条第四号及び第五号中「六万五千円」を「六万八千円」に改め、同条第十一号イ中「十万円」を「十六万円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百六号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第四項、第三十三条第一項及び第二項、第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項並びに第七十六条第二項ただし書並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第三項、第二十四条の六第一項及び第二項並びに第二十四条の二十第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「附則第十一条において」を「第二十条第三項及び第四項において」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「市町村民税世帯非課税者（」、「（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）」、「（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）」、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」及び「同法の規定による特別区民税を含むものとし、」を削り、「附則第十一条第二項、第十二条」を「附則第十二条」に改め、「をいう。次号において同じ。）」を削り、「要保護者（」を「被保護者（」に、「第六条第二項」を「第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項」に、「支給決定障害者等（次号及び第四号に掲げる者を除く。）　二万四千六百円」を「支給決定障害者等零」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　支給決定障害者等（共同生活介護又は共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号において同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。）　九千三百円

イ　指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ　指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三　支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。）　四千六百円

第二十条第一項中「、次に掲げる額を合算した額（以下」の下に「この条において」を加え、「（以下「支給決定障害者等利用者負担合算額」という。）」を削り、「附則第十一条第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項第三号中「施設給付決定保護者（」及び「配偶者である」の下に「同項に規定する」を加え、「。附則第十一条第三項において同じ」を削り、同条第二項中「から第四号までに掲げる者であって」を「に掲げる者であるときは」に、「が同条第二号から第四号までに定める額を超えるときは、同項第二号に掲げる額は同条第二号から第四号までに定める額」を「は零」に改め、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）である場合における当該施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と当該施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項に規定する負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。